

議案第47号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9 月 16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。